

諮問第2029号
平成21年7月28日

情報通信審議会
会長 大歳 卓麻 殿

総務大臣
佐藤 勉

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

ITS 無線システムの技術的条件

諮問第 2029 号

ITS 無線システムの技術的条件

1 諮問の理由

VICS(道路交通情報通信システム)や ETC(自動料金収受)システムに代表されるように、ITS(高度道路交通システム)は我が国の重要な社会基盤の1つとなっており、近年は、安全や環境等の様々な分野での課題解決の手段として、その更なる高度化を図るための取組が進められている。

特に、交差点等における交通事故を削減するための安全運転支援システムの実現に向け、車載器同士や車載器と路側機間で自車の位置や速度情報等を送受信する車車間通信・路車間通信の技術開発や実証実験、衝突防止レーダの高度化等の安全運転支援通信システムに関する各種取組が進められている。

更に、総務省が開催した「ITS 無線システムの高度化に関する研究会」において、2012年7月以降地上テレビジョン放送のデジタル化完了後に利用可能となる700MHz帯の周波数を用いたITS無線システムの導入に向けて、利用イメージや通信要件等についての報告書が本年6月に取りまとめられたところである。

このような状況を踏まえ、安全運転支援通信システムで利用されるものを含む新たなITS無線システムの速やかな導入を図るため、ITS無線システムの技術的条件について諮問するものである。

2 答申を希望する事項

ITS 無線システムの技術的条件

(700MHz 帯安全運転支援通信システムの技術的条件 他)

3 答申を希望する時期

平成 22 年 6 月頃

4 答申が得られたときの行政上の措置

関係省令等の整備